

吸収分割に係る事後開示書面

2023年1月1日

グリー株式会社  
グリーキャピタルマネジメント株式会社

2023年1月1日

## 吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区六本木六丁目11番1号  
グリー株式会社  
代表取締役会長兼社長 田中 良和

東京都港区六本木六丁目11番1号  
グリーキャピタルマネジメント株式会社  
代表取締役社長 大矢 俊樹

グリー株式会社（以下「グリー」といいます。）及びグリーキャピタルマネジメント株式会社（以下「グリーキャピタルマネジメント」といいます。）は、2022年5月12日付吸収分割契約を締結し、グリーを吸収分割会社、グリーキャピタルマネジメントを吸収分割承継会社として、グリーのファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業に関して有する権利義務を、2023年1月1日を効力発生日として、グリーキャピタルマネジメントに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日  
2023年1月1日
2. グリーにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
グリーにおいて、会社法第784条の2の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
グリーは、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年12月9日に株主に対して公告を行いました。同条第1項に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

グリーは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 10 月 19 日付官報において債権者に対する公告を行ったほか、定款の定めに従い電子公告による公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。

3. グリーキャピタルマネジメントにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

グリーキャピタルマネジメントにおいて、会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

グリーキャピタルマネジメントの唯一の株主であるグリーはグリーキャピタルマネジメントの特別支配会社であるため、グリーキャピタルマネジメントは、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

グリーキャピタルマネジメントは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 10 月 19 日付官報において債権者に対する公告を行ったほか、定款の定めに従い電子公告による公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割によりグリーキャピタルマネジメントがグリーから承継した重要な権利義務に関する事項

グリーキャピタルマネジメントは、2023 年 1 月 1 日をもって、グリーのファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業に関する本吸収分割契約書所定の権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

2023 年 1 月 13 日（予定）

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上